

広瀬川通信

2015. 3. 9 (2月・3月号)

発行： 特定非営利活動法人 広瀬川の清流を守る会

〒982-0011 仙台市太白区長町一丁目7-37-5

☎022-247-6522 ㊟022-290-3205

URL <http://www.hirosegawa.com>

2・3月合併号を送信します。

2月号は、事務所移転のため勝手ながら休刊させて頂きました。

広瀬河畔通り(国道)拡幅のため、3月1日に西向かいのフラワー通り(※)に引越しました。新事務所は、広瀬川にも自宅にも近く大変便利です。半面、夕方から焼き鳥、焼き肉、もつ鍋、カラオケスナック、ジャージャー麺などの飲食店で賑わい、いささか刺激的な場所でもあります。しかし、雑多なところが長町ですので今後も仲良く地域密着で頑張ろうと思っています。

昼は仕事、夜はお付き合いで。ぜひお立ち寄りください。



(水ぬるむ広瀬川・宮沢橋上流から下流を望む)

<予定>

3月14日(土) 午前10時～ 広瀬橋 河川清掃 (ヒバサミ、軍手、長靴持参)

4月12日(土) 同上 河川清掃 花見会

<報告>

1月10日 広瀬川の初歩きを開催しました。コースは、広瀬橋の橋姫明神前集し、若林区河原町にある旅立明神(稲荷)を参拝し、広瀬川を下って、若林3丁目の広瀬川河畔に建った復興住宅を見学しました。

終了後に長町の五十集屋の新年会で懇親を深めました。参加7名

<その他>

河川協力団体制度の更新について

昨年12月、本会が国交省仙台河川国道事務所の「河川協力団体制度」による申請更新が承認され、今月、団体指定されました。河川管理者(国)と連携して活動する法律上の位置づけと、自発的な活動による川づくりのパートナーとして活動することを目的です。指定区間が拡幅され、広瀬橋、八本松じゃぶじゃぶ池の区間から、バイパスの千代大橋までとなりました。詳細は、今後の協議によって出来る範囲で対応したいと思います。

(※) 移転住所

新事務所は次の通りです。

隣接コインパーキング有り(無料)。

〒982-0011 仙台市太白区長町一丁目7-37-5

電話022-247-6522 fax290-3205

(近日中、所管行政に対し、移転手続き申請を行います。)